

令和4年第8回
箕面市農業委員会総会会議録

令和4年8月17日（水）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和4年8月17日(水)
午後1時30分から午後1時54分まで

2. 出席委員(13名)

1番	稲垣 惠一	2番	神代 繁近	3番	川上 加津子
5番	長澤 昇	6番	麻生 忠	9番	岸本 信夫
10番	坂本 豊廣	11番	岡沢 聡	13番	稲野 実
17番	長澤 均	19番	加藤 博一	20番	野口 康夫
21番	中井 博幸				

3. 欠席委員(8名)

4番	笹川 治久	7番	中井 徳治	8番	牧野 弘
12番	尾崎 孝	14番	笹川 悦子	15番	中西 利一
16番	中村 孝三	18番	中井 啓二		

4. 会議録署名委員

19番	加藤 博一	20番	野口 康夫
-----	-------	-----	-------

5. 出席事務局職員

事務局長	松政 秀史	室長	佐治 功	室長補佐	松本 雅治
グループ長	竹内 亜衣	主任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

- 第39号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
- 第40号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
- 第41号議案 農用地利用集積計画の作成の件
- 報告第34号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による貸貸借権設定届出受理)
- 報告第35号 専決処理の報告の件(土地現況証明書発行)
- 報告第36号 事務処理の報告の件(農業用施設設置報告受理)
- 報告第37号 農地等状況報告の件

令和4年第8回面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

議長 それでは、ただ今から、令和4年第8回箕面市農業委員会総会を開会いたします。

座らせていただいて、進行させていただきます。

この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。

事務局 希望者はございません。

議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。

事務局 本日は、委員21名中、出席委員は13名です。

従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。

加えて、笹川治久委員、中井徳治委員、牧野委員、尾崎委員、笹川悦子委員、中西委員、中村委員、および中井啓二委員の8名から委任状の提出がございません。

議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。

慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

議長 それでは、19番 加藤委員さん、20番 野口委員さんをお願いします。

次に、日程第2、第39号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第39号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

申請地は、粟生間谷東■■■■■■■■■■、地目は台帳・現況ともに■■■■、面積は■■■■平方メートル、他■■■■筆、合計■■■■筆で、面積の合計は■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■■■■■■■、■■■■氏、職業は■■■■、農作業歴は■■年、耕作面積は■■■■平方メートル、通作距離は■■■■キロメートル、主たる従事者との関係は本人でございます。

譲渡人は、■■■■■■■■■■、■■■■氏です。

なお、区域は市街化調整区域です。

以上、第39号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤昇委員

第39号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■の交差点を南西に約■■■■メートル行ったところに点在する■■■■筆の農地です。

譲受人の■■■■氏が譲渡人である■■■■氏から、農地の■■■■を受け取るため、所有権を移転しようとするものです。

■■■■氏はこれまでも、家族経営の農地で耕作をされており、耕うん機など農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

長澤均委員

本件については、■■■■■■■■■■ということですが、所有権移転の方法としては、贈与又は売買のどちらでしょうか。

事務局

申請書に贈与か売買かについては記載がありませんので、事務局としては把握していません。

長澤均委員

承知しました。

議 長

他に質疑はありませんか。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第3、第40号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第40号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

買取り申出する土地は、牧落■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■、■■■■氏、申出人は主たる従事者本人で、申出事由は■■■■、申出事由が生じた日は令和4年7月11日でございます。

以上、第40号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、牧野委員さんがご欠席ですので、事務局より調査内容の報告をお願いいたします。

事務局

第40号議案につきまして、牧野委員さんより調査報告書をお預かりいたしますので事務局で代読いたします。

申請地は、■■■■から北東に約■■■■メートルいったところにある農地です。

申請人の■■■■氏は、令和4年7月11日に、■■■■により、農業に従事できないと医師から診断を受け、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者についての証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や周囲への聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しましたので、証明書の発行には問題ないものと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第4、第41号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第41号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

申請地は、粟生外院 []、地目は、台帳・現況ともに []、面積は [] 平方メートルです。

借り手は、 []、 [] 氏、職業は [] です。

貸し手は、 []、 [] 氏、設定する利用権の種類は使用貸借権（解除条件付）、設定期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までです。

以上、第41号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

坂本委員

第41号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、 [] から北へ約 [] メートル行ったところにある [] 筆の農地です。

貸し手は、 [] 氏で、現在、申請地におきましては、借り手の [] が耕作しています。

この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、改めて利用権設定を行うものです。

[] におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかり耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われま

す。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われま

す。以上で調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。
次に報告案件に移ります。
報告第34号から報告第36号の3件の質疑につきましては、後ほど、一括して行います。
それでは、日程第5、報告第34号、専決処理の報告の件（農地法第5条第1項第7号の規定による賃貸借権設定届出受理）を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第34号につきまして、ご説明申し上げます。
議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。
本件は、[]に伴い、[]として一時転用が既になされているもので、この度、工事の進捗状況から、引き続き、転用申請がなされたものですが、申請内容に変更点がなく、これまで問題も発生しておりませんので、担当地区の農業委員さんご了解の上、説明と併せて、事務局より調査内容もご報告申し上げます。
届出地の所在は、西宿[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルの内、[]平方メートルです。
被設定人は、[]
[]氏、職業は[]です。
設定人は、[]、[]氏、持ち分[]、他[]名、転用目的は一時転用で[]です。
本件は一時転用の期間延長であり、転用期間は、令和4年10月31日までです。
周囲の状況は、東側は[]、西側、北側、南側は[]となっており、雨水は南側道路の側溝に放流されています。
これまでも周辺の農業経営に影響はありませんので、問題はないものと思っております。
本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出

事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年8月1日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第34号のご説明といたします。

議 長

次に、日程第6、報告第35号、専決処理の報告の件（土地現況証明書発行）を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第35号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は9ページからでございます。

申請地は、萱野■■■■、地目は台帳■■、現況■■ 面積は■■平方メートル、他■■筆、合計■■筆で、面積の合計は■■平方メートルです。

願出人は、■■■■、■■■■氏です。

本願出により、願出地の現況を調査し、公簿等により、明治■■年より■■として利用されていることが確認されましたので、箕面市農業委員会規程第7条の規定により、令和4年7月14日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第35号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いします。

麻生委員

報告第35号につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の交差点を南に約■■メートル行ったところにある土地です。

固定資産税の台帳によりますと、明治■■年より居宅、農小屋等が建築されており、農地法の施行される前から農地でないことが確認できております。

現在も、■■■■に利用されており、農地でないことは明らかであることから、この証明書の発行には問題ないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第7、報告第36号、事務処理の報告の件（農業用施設設置報告受理）を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第36号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は11ページからでございます。

報告地は、新稲■■■■、地目は台帳・現況ともに■■、面積は■■平方メートルの内、設置面積は■■平方メートルです。

届出人は、■■■■、■■■■氏、施設の概要は■■■■です。周辺につきましては、東側は■■、北側・西側は■■■■、南側は■■■■となっており、隣接農地や自己の耕作へ影響がないものと思われることから、本届出につきまして、令和4年7月20日に受理したものです。

以上、報告第36号のご説明といたします。

議長

それでは、ただいま報告のありました3件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第8、報告第37号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

事務局から連絡事項はございますか。

事務局

(農業祭開催・次回日程について連絡)

議長

これをもちまして令和4年第8回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後1時54分)

上記は、令和4年第8回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長

稲垣 恵

—



署名委員

加藤 博

—



署名委員

野口 康夫

